

「新潟市自殺対策推進月間」実施要綱

(趣旨)

第1条 自殺総合対策大綱（平成19年6月8日閣議決定）において、「9月10日の世界自殺予防デーに因んで、毎年、9月10日からの一週間を自殺予防週間と設定し、国、地方公共団体が連携して、幅広い国民の参加による啓発活動を協力を推進」することとされた。

このため、本市では、世界自殺予防デー及び国の自殺予防週間が属する9月を「新潟市自殺対策推進月間」（以下、「自殺対策推進月間」という。）とし、当該期間中に集中的に啓発事業等を実施し、効果的な自殺対策の展開を図る。

(目的)

第2条 自殺対策推進月間を通じ、市民へ自殺や精神疾患についての正しい知識を普及啓発し、これらに対する偏見をなくしていくとともに、命の大切さや自殺の危険に気づいたときの対応方法等について、理解の促進を図ることを目的とする。

(実施期間)

第3条 実施期間は、毎年9月1日から9月30日までの1ヶ月間とする。

(実施機関)

第4条 実施機関は、新潟市及び新潟市自殺対策協議会とする。

(実施事業)

第5条 実施事業に関し必要な事項は、その都度別に定めるものとする。

(関係機関及び団体による実施事項)

第6条 関係機関及び団体は、この月間の趣旨に沿い、別に定める実施事業への協力及び相互の連携に努めるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、「自殺対策推進月間」に係る必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。